

高等学校等就学支援金オンライン申請システム(e-Shien)の利用に関するFAQ

No.	申請手順	質問	回答
1	事前準備	オンライン申請を行うために事前準備が必要なものは何ですか。	オンライン申請を行うためにはスマートフォンやパソコン等の端末、ログイン用のID・パスワード、親権者全員分の個人番号(マイナンバー)が必要です。そのほか、申請中に必要になるものについては、「e-Shien申請者向け利用マニュアル_新規申請編」を確認してください。
2		使用可能なスマートフォン、パソコン等の端末がない場合、どのように申請を行えばよいですか。	学校事務室へ連絡してください。
3		就学支援金に申請しない予定です。何かしなくてはいけないことはありますか。	令和7年度より、就学支援金の所得制限が撤廃となりました。そのため、世帯年収が約910万円を超過しているご家庭や、授業料にかかわる特待生のご家庭も含め、全員申請となっておりますので、お手続きをお願いいたします。
4	ログイン	ログイン画面にはどうやってアクセスすればよいですか。	こちらのURL(https://www.e-shien.mext.go.jp)あるいは、本校ホームページの就学支援金申請方法ページの二次元コードからアクセスしてください。
5		ログイン用のID・パスワードはどのように入手できますか。	入学時などに学校から配布されます。 なお、申請処理後も卒業までは必ずご家庭にて保管ください。 転校した場合は、転校先の学校において発行されたログイン用のID・パスワードを利用してください。
6		ログイン用のID・パスワードを忘れてしまったのですが、どうすればよいですか。	ログイン用のID・パスワードを忘れてしまった場合や、紛失してしまった場合は、学校事務室に問合せください。
7	意向登録	誤って意向登録をしてしまった場合、どのようにすればよいですか。	誤って意向登録をしてしまった場合、自身で修正することはできません。学校に連絡し、学校から登録解除の連絡を受けた後に、再度登録してください。
8		支給の対象になるか分かりません。	令和7年度より、就学支援金の所得制限が撤廃となりました。そのため、世帯年収が約910万円を超過しているご家庭や、授業料にかかわる特待生のご家庭も含め、全員申請となっておりますので、お手続きをお願いいたします。
9	生徒・学校情報入力 保護者等 情報入力	メールアドレスは登録しなくても問題ないですか。	メールアドレスを登録しなくても申請は可能です。登録した場合は審査完了時にメール通知が届きます。 なお、審査完了後から支給決定通知書が発行されるまでは時間を要します。支給決定通知書の到着時期等に関するお問い合わせはご遠慮ください。
10		登録した内容を変更したいのですが、どうすればよいですか。	申請処理を行う前であれば、各自のログイン後のページにて変更が可能です。 申請処理を行った後の訂正については、学校事務室へ連絡してください。学校が県への提出処理をする前であれば変更が可能です。

No.	申請手順	質問	回答
11	生徒・学校 情報入力 保護者等 情報入力	収入状況の提出が必要な保護者等として、誰を登録すればよいかわかりません。	親権者が2名いる場合は、その内1人に全く収入がない状況であっても、必ず2名分の情報を入力してください。
12		「未成年後見人」、「主たる生計維持者」とは何ですか。	「未成年後見人」とは、親権者の死亡等のため未成年者に対し親権を行う者がいない場合に、申立てにより、家庭裁判所が選任する者です。 「主たる生計維持者」とは、生徒に親権者や未成年後見人がいない場合、生徒の生計の主な部分をその収入により維持している者です。 また、入学時に未成年であった生徒が、在学中に成年(18歳以上)となった場合は、未成年時の親権者が「主たる生計維持者」に該当します。
13	生徒・学校 情報入力 保護者等 情報入力 <個人番号を入力する>	保護者等の収入状況を提出するためにはどのようにしたらよいですか。	都道府県で課税情報等を確認するため、収入状況提出方法を選択する画面において、「 個人番号を入力する 」を選択の上、保護者等の個人番号の入力をしていただきます。
14		自分の個人番号がわかりません。どうしたらいいですか。	個人番号が不明な場合は、区役所や協働センターなどで、個人番号入りの住民票をご取得いただきますとご確認いただけます。(発行手数料がかかります。)
15		収入状況の提出ができない保護者等がいる場合、どのようにすればよいですか。	保護者等が海外に居住しており、令和7年1月1日時点で日本国内での住民税が課されていない場合は、「日本国内に住所を有していない」にチェックを付けてください。 そのほかの理由にて収入状況の提出ができない場合、学校に問合せてください。
16		個人番号を入力する際に気を付けることはありますか。	入力された個人番号や課税地が異なる場合は判定ができないので、 内容が正しいことを複数回確認してください。 また、税の申告を行っていない場合、個人番号を提出しても審査ができないため、事前に申告手続きを行ってください。収入が0円でも税の申告が必要な場合がございます。詳しくはお住まいの地域の市民税県民税担当の課へお問い合わせください。
17	審査結果	認定されたかどうか、支給額はどこで確認できますか。	認定後、「高等学校等就学支援金支給決定(支給予定)通知書」が県から学校へ送付されます。学校に届き次第、各ご家庭へ配布いたします。こちらで認定および支給予定額が確認できます。 メールを登録した場合は、審査結果がメールで届きます。詳しくは上記Q9を確認してください。 なお、審査完了後から支給決定通知書の発行までには時間がかかる場合があります。通知書の到着時期等についてのお問い合わせはご遠慮ください。
18		一度開始したオンライン申請を途中で中断しても問題ないですか。	オンライン申請中に一時保存した場合は、中断前の状態から申請が再開できます。中断した申請の再開方法は、各申請者向け利用マニュアル_新規申請編を参照してください。
19	その他	申請手続きが正常に完了しているかを確認することはできますか。	ポータル画面から「認定状況」の「表示」ボタンをクリックすることで、審査状況を確認できます。審査状況が「審査中」となっていれば正常に申請手続きが完了しています。

No.	申請手順	質問	回答
20	その他	就学支援金を受給していますが、休学する場合はどうすればよいですか。	システム外にて、学校に支給停止の申出を行う必要があります。詳細は、学校に問合せてください。
21		4月の受給資格認定申請から6月の収入状況届出までの間に生徒/保護者情報に変更があったのですが、どうすればよいですか。	離婚・死別・再婚等の保護者の異動や変更があった、あるいは税の更生をした場合は、ただちに学校事務室へ連絡してください。 受給資格認定や収入状況届出申請等の審査中は、変更処理はできませんが、審査完了を待たずに連絡してください。 (事務室から変更のための書類をお渡しした後、場合によっては戸籍等の必要書類をご取得いただく必要があり、変更届出までに時間を要することがあるためです。)
22		以下の事象が発生していますが、改善する方法はありますか。 ・画面表示に時間がかかる ・画面表示されずにエラーとなる ・画面のレイアウトが崩れる	令和5年3月下旬に新システムへ移行した影響で、一時的に左記の事象が発生している可能性があります。この場合は、ブラウザのキャッシュをクリアしてから再度アクセスしてください。 このようなe-Shienの画面についてのお問い合わせは学校ではなくe-Shienヘルプデスクへ問合せしてください。
23		期日までにオンライン申請ができなかった場合、どうなりますか。	就学支援金を受給することが難しくなります。期日の月以降に申請をすることになった場合、期日の月分に関しては授業料満額を徴収いたします。 例)手続き期日が4月14日(月)であったが、手続きをしたのは5月だった。 → 4月分の就学支援金を受給することが難しくなるため、4月は授業料満額をお支払いいただきます。 また、学校における提出処理について、一括での提出が義務付けられております。したがって、4月下旬に申請処理を終えたご家庭があった場合、学校における提出処理が遅くなるため、申請結果の到着も遅れます。その結果、6月の授業料も4・5月と同様の金額とさせていただく可能性がございます。予めご了承ください。